

○越谷市地域包括ケア推進協議会条例

平成27年6月30日

条例第40号

改正 平成27年12月21日条例第48号

令和2年12月16日条例第41号

(設置)

第1条 地域包括ケアに関する施策の推進を図るため、市長の附属機関として、越谷市地域包括ケア推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 在宅医療・介護連携推進に関する事項
- (2) 認知症施策推進に関する事項
- (3) その他地域包括ケアに関する事項

2 協議会は、前項各号の事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医療関係従事者
- (2) 介護関係従事者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域共生部地域共生推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年条例第48号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第41号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。